

ご契約時の留意事項

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 約款」に記載していますのでご確認ください。

123の番号は、**留意・補足事項**の番号に対応しています。

1 主契約について

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金額	
災害死亡 給付金 ^①	不慮の事故の日から180日以内に死亡したとき	既払込保険料の1.1倍の額	
	所定の特定感染症により死亡したとき		
死亡給付金 ^①	保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡給付金が支払われないとき	保険料払込期間中	既払込保険料と同額
		保険料払込期間満了後	被保険者が死亡した日の積立金 ^② 相当額

- 留意・補足事項**
- ① 災害死亡給付金・死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。
 - ② 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金（将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから必要な金額を積み立てたお金）のことをいいます。

2 保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）について

●ご契約者が、保険契約に関するお手続きをする意思表示ができない場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^①が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

対象となるお手続きについて

●住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。
ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ・告知を要する手続き^②
- ・後継年金受取人指定特約、年金移行特約等および年金支払特約の付加手続き
- ・ご契約者の変更手続き^③ ・保険契約者代理人の変更手続き
- ・保険金等の受取人の変更手続き ・後継年金受取人の変更手続き
- ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

- 留意・補足事項**
- ① 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 約款」をご確認ください。
 - ② ご契約者と被保険者が同一人でない場合の復活手続きは、代理可能な手続きです。
 - ③ 被保険者と保険契約者代理人が同一人でない場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

3 配当金について

●この保険には、配当金はありません。

4 更新について

●この保険には、更新のお取扱いはありません。

5 その他留意事項

- 契約日における契約者および被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。
- 契約者貸付のお取扱いはありません。
- この保険は、ご契約をお引受けしますと「ご契約締結内容通知書」などをお送りします。保険証券の発行はありません。
- 税務の取扱いについては2023年4月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。